

昭和四十四年国家公安委員会規則第四号

警察庁の定員に関する規則
行政機関職員定員令(昭和四十四年政令第二百一十一号)を実施するため、警察庁の定員に関する規則を次のように定める。

第一条 警察庁の各内部部局別、各附属機関別及び地方機関の定員は、次のとおりとする。

Table with columns for internal departments (e.g., 生活安全局, 刑事局, 組織犯罪対策部) and their respective staff counts. Includes a '備考' section for specific roles like '皇宮護衛官'.

第二条 警察庁の各地方機関別の定員ならびに内部部局、各附属機関別および各地方機関別の警察官(皇宮警察本部にあつては、皇宮護衛官)の階級別定員は、前条に規定する定員の範囲内において、警察庁長官が定める。

附則

1 この規則は、昭和四十四年六月五日から施行し、昭和四十四年四月一日から適用する。
2 次の表の区分の欄に掲げるものに係る定員は、同表の期間の欄に掲げる期間においては、第一条の規定にかかわらず、それぞれ同表の欄及び備考の欄に掲げるとおりとする。

Table with columns for '区分' (Division) and '期間' (Period), detailing the application of the rules to specific dates and departments.

附則 (昭和四十五年五月二日国家公安委員会規則第五号)

1 この規則は、昭和四十五年五月二日から施行し、昭和四十五年四月一日から適用する。
2 改正後の警察庁の定員に関する規則第一条の規定にかかわらず、昭和四十五年四月三十日まで

警察本部の定員は九三一人、皇宮護衛官の定員は八六六人、地方機関の定員は五、四七五人、地方機関の警察官の定員は六四九人とする。

附則 (昭和四十六年五月二〇日国家公安委員会規則第七号)

1 この規則は、昭和四十六年五月二十日から施行し、昭和四十六年四月一日から適用する。
2 改正後の警察庁の定員に関する規則第一条の規定にかかわらず、昭和四十六年九月三十日までの間は、内部部局の長官官房の定員は二七九人、皇宮警察本部の定員は九四〇人、皇宮護衛官の定員は八八〇人とする。

附則 (昭和四十六年一〇月七日国家公安委員会規則第九号)

1 この規則は、昭和四十六年十月七日から施行し、昭和四十六年七月一日から適用する。

附則 (昭和四十七年五月二日国家公安委員会規則第三号)

1 この規則は、昭和四十七年五月十一日から施行し、昭和四十七年四月一日から適用する。
2 改正後の警察庁の定員に関する規則第一条の規定にかかわらず、昭和四十七年五月十四日までの間は、皇宮警察本部の定員は九五七人、皇宮護衛官の定員は九〇〇人、地方機関の定員は、五、四一〇人とし、昭和四十七年五月十五日から同年九月三十日までの間は、地方機関の定員は五、四六〇人とする。

附則 (昭和四十八年五月九日国家公安委員会規則第三号)

1 この規則は、昭和四十八年五月九日から施行し、昭和四十八年四月一日から適用する。
2 改正後の警察庁の定員に関する規則第一条の規定にかかわらず、昭和四十八年九月三十日までの間は、皇宮警察本部の定員は九五六人、皇宮護衛官の定員は九〇〇人、地方機関の定員は五、四二三人とする。

附則 (昭和四十九年四月二日国家公安委員会規則第二号)

1 この規則は、昭和四十九年四月十一日から施行し、昭和四十九年四月一日から適用する。
2 改正後の警察庁の定員に関する規則第一条の規定にかかわらず、昭和四十九年九月三十日までの間は、皇宮警察本部の定員は九五六人、皇宮護衛官の定員は九〇三人、地方機関の定員は五、三七二人とする。

附則 (昭和五〇年四月二日国家公安委員会規則第二号)

1 この規則は、昭和五十年四月二日から施行し、昭和五十年四月一日から適用する。
2 改正後の警察庁の定員に関する規則第一条の規定にかかわらず、昭和五十年九月三十日までの間は、内部部局の定員は、二〇三人、地方機関の定員は五、三五五人とする。

附則 (昭和五一年五月一〇日国家公安委員会規則第四号)

1 この規則は、昭和五十一年五月十日から施行し、昭和五十一年四月一日から適用する。
2 改正後の警察庁の定員に関する規則第一条の規定にかかわらず、昭和五十一年九月三十日までの間は、内部部局の定員は、二〇六人、附属機関の定員は、一六一人、地方機関の定員は、五、三二七人とする。

附則 (昭和五二年五月二日国家公安委員会規則第一号)

1 この規則は、昭和五十二年五月二日から施行し、昭和五十二年四月一日から適用する。
2 改正後の警察庁の定員に関する規則第一条の規定にかかわらず、昭和五十二年九月三十日までの間は、内部部局の定員は、二二五人、附属機関の定員は、一六〇人、地方機関の定員は、五、二七四人とする。

附則 (昭和五三年四月五日国家公安委員会規則第三号)

1 この規則は、昭和五十三年四月五日から施行し、同年四月一日から適用する。
2 改正後の警察庁の定員に関する規則第一条の規定にかかわらず、昭和五十三年九月三十日までの間は、内部部局の定員は、二三四人、附属機関の定員は、一六三人とする。

附則 (昭和五十四年四月四日国家公安委員会規則第二号)

1 この規則は、昭和五十四年四月四日から施行し、同年四月一日から適用する。
2 改正後の警察庁の定員に関する規則第一条の規定にかかわらず、昭和五十四年九月三十日までの間は、内部部局の定員は、二四一人、附属機関の定員は、一六六人とする。

- 附則 (昭和五十五年四月五日国家公安委員会規則第二号)**
- この規則は、昭和五十五年四月五日から施行し、改正後の警察庁の定員に関する規則（次項において「新規則」という。）の規定は、同年四月一日から適用する。
  - 新規則第一条の規定にかかわらず、昭和五十五年九月三十日までの間は、附属機関の定員は一、一七二人とする。

- 附則 (昭和五十六年四月三日国家公安委員会規則第一号)**
- この規則は、昭和五十六年四月三日から施行し、改正後の警察庁の定員に関する規則（次項において「新規則」という。）の規定は、同年四月一日から適用する。
  - 新規則第一条の規定にかかわらず、昭和五十六年九月三十日までの間は、内部部局の定員は一、二五一人、附属機関の定員は一、一七一人とする。

- 附則 (昭和五十七年四月六日国家公安委員会規則第二号)**
- この規則は、昭和五十七年四月六日から施行し、改正後の警察庁の定員に関する規則（次項において「新規則」という。）の規定は、同年四月一日から適用する。
  - 新規則第一条の規定にかかわらず、昭和五十七年九月三十日までの間は、内部部局の定員は一、二六一人、附属機関の定員は一、一七四人とする。

- 附則 (昭和五十八年四月五日国家公安委員会規則第四号)**
- この規則は、昭和五十八年四月五日から施行し、改正後の警察庁の定員に関する規則（次項において「新規則」という。）の規定は、同年四月一日から適用する。
  - 新規則第一条の規定にかかわらず、昭和五十八年九月三十日までの間は、内部部局の定員は一、二六三人、附属機関の定員は一、一七四人とする。

- 附則 (昭和五十九年四月二日国家公安委員会規則第三号)**
- この規則は、昭和五十九年四月二日から施行し、改正後の警察庁の定員に関する規則（次項において「新規則」という。）の規定は、同年四月一日から適用する。
  - 新規則第一条の規定にかかわらず、昭和五十九年九月三十日までの間は、内部部局の定員は一、二六一人、附属機関の定員は一、一七五人とする。

- 附則 (昭和六十年四月六日国家公安委員会規則第八号)**
- この規則は、昭和六十年四月六日から施行し、改正後の警察庁の定員に関する規則（次項において「新規則」という。）の規定は、同年四月一日から適用する。
  - 新規則第一条の規定にかかわらず、昭和六十年九月三十日までの間は、内部部局の定員は一、二六五人、附属機関の定員は一、一八六人とする。

- 附則 (昭和六十二年五月二日国家公安委員会規則第六号)**
- この規則は、昭和六十二年五月二日から施行し、改正後の警察庁の定員に関する規則（次項において「新規則」という。）の規定は、同年四月一日から適用する。
  - 昭和六十二年九月三十日までの間は、新規則第一条の表中「三四一人」とあるのは「三四八人」と、「二六六人」とあるのは「二七三人」と、「九五九人」とあるのは「九六四人」と、「九一六人」とあるのは「九二二人」と、「一八八人」とあるのは「一八九人」と、「七、五八八人」とあるのは「七、六〇〇人」とする。

- 附則 (昭和六十二年七月一日国家公安委員会規則第六号)**
- この規則は、昭和六十二年七月一日から施行する。

- 附則 (昭和六十二年五月二日国家公安委員会規則第六号)**
- この規則は、昭和六十二年五月二日から施行し、改正後の警察庁の定員に関する規則（次項において「新規則」という。）の規定は、同年四月一日から適用する。
  - 昭和六十二年九月三十日までの間は、新規則第一条の表中「三四一人」とあるのは「三四八人」と、「二六六人」とあるのは「二七三人」と、「九五九人」とあるのは「九六四人」と、「九一六人」とあるのは「九二二人」と、「一八八人」とあるのは「一八九人」と、「七、五八八人」とあるのは「七、六〇〇人」とする。

- 附則 (昭和六十二年四月八日国家公安委員会規則第二号)**
- この規則は、昭和六十二年四月八日から施行し、改正後の警察庁の定員に関する規則（次項において「新規則」という。）の規定は、同年四月一日から適用する。

- 昭和六十三年九月三十日までの間は、新規則第一条の表中「三四三人」とあるのは「三五二人」と、「一、三〇四人」とあるのは「一、三一三人」と、「九五八人」とあるのは「九六四人」と、「九一五人」とあるのは「九二二人」と、「一、一八二人」とあるのは「一、一八八人」と、「七、五九九人」とあるのは「七、六一四人」とする。

- 附則 (平成元年五月二日国家公安委員会規則第九号)**
- この規則は、平成元年五月二十九日から施行し、改正後の警察庁の定員に関する規則（次項において「新規則」という。）及び次項の規定は、同年四月一日から適用する。
  - 次の表の区分の欄に掲げるものに係る定員は、同表の期間の欄に掲げる期間においては、新規則第一条の規定にかかわらず、それぞれ同表の定員の欄及び備考の欄に掲げるとおりとする。

区分	期間	定員	備考
内部部局	平成元年九月三十日までの間	一〇二人	
附属機関	平成元年九月三十日までの間	九六二人	
管区警察局	平成元年九月三十日までの間	五、一〇九	うち、九一九人は皇官
管区警察	平成元年九月三十日までの間	五、一〇九	うち、六一五人は警察官とする。
北海道警察	平成元年九月三十日までの間	五、一〇九	うち、六一五人は警察官とする。
信部		人	

- 附則 (平成二年六月八日国家公安委員会規則第五号)**
- この規則は、平成二年六月八日から施行し、改正後の警察庁の定員に関する規則（次項において「新規則」という。）第一条の規定及び次項の規定は、同年四月一日から適用する。
  - 次の表の区分の欄に掲げるものに係る定員は、同表の期間の欄に掲げる期間においては、新規則第一条の規定にかかわらず、それぞれ同表の定員の欄及び備考の欄に掲げるとおりとする。

区分	期間	定員	備考
内部部局	平成二年九月三十日までの間	一〇八人	
附属機関	平成二年九月三十日までの間	九六五人	
管区警察局	平成二年九月三十日までの間	五、一三三	うち、九二一人は皇官
管区警察	平成二年九月三十日までの間	五、一三三	うち、六一五人は警察官とする。
北海道警察	平成二年九月三十日までの間	五、一三三	うち、六一五人は警察官とする。
信部		人	

- 附則 (平成三年四月二日国家公安委員会規則第三号)**
- この規則は、平成三年四月二日から施行し、改正後の警察庁の定員に関する規則（次項において「新規則」という。）第一条の規定及び次項の規定は、同年四月一日から適用する。
  - 次の表の区分の欄に掲げるものに係る定員は、同表の期間の欄に掲げる期間においては、新規則第一条の規定にかかわらず、それぞれ同表の定員の欄及び備考の欄に掲げるとおりとする。

区分	期間	定員	備考
内部部局	平成三年九月三十日までの間	一〇一人	
附属機関	平成三年九月三十日までの間	九六七人	
管区警察局	平成三年九月三十日までの間	五、〇九一	うち、九二二人は皇官
管区警察	平成三年九月三十日までの間	五、〇九一	うち、六一五人は警察官とする。
北海道警察	平成三年九月三十日までの間	五、〇九一	うち、六一五人は警察官とする。
信部		人	

- 附則 (平成四年四月一日国家公安委員会規則第七号)**
- この規則は、平成四年四月一日から施行する。

- 附則 (平成四年四月一〇日国家公安委員会規則第八号)**
- この規則は、平成四年四月十日から施行し、改正後の警察庁の定員に関する規則（次項において「新規則」という。）第一条の規定及び次項の規定は、同年四月一日から適用する。

区分	期間	定員	備考
内部部局	平成四年四月十日までの間	一〇一人	
附属機関	平成四年四月十日までの間	九六七人	
管区警察局	平成四年四月十日までの間	五、〇九一	うち、九二二人は皇官
管区警察	平成四年四月十日までの間	五、〇九一	うち、六一五人は警察官とする。
北海道警察	平成四年四月十日までの間	五、〇九一	うち、六一五人は警察官とする。
信部		人	

2 次の表の区分の欄に掲げるものに係る定員は、同表の期間の欄に掲げる期間においては、新規則第一条の規定にかかわらず、それぞれ同表の定員の欄及び備考の欄に掲げるとおりとする。

区分	期間	定員	備考
内部部局 警務局	平成四年九月三十日までの間	九九九人	備考
内部部局 警務局	平成四年九月三十日までの間	九九九人	備考
地方機関 管区警察局、東京都警察 信部 通信部及び北海道警察通の間	平成四年十二月三十一日まで	五、〇八二うち、六〇六人は警察官とする。	うち、九二二人は皇官 護衛官とする。
地方機関 管区警察局、東京都警察 信部 通信部及び北海道警察通の間	平成五年九月三十日までの間	九六七人	うち、九二二人は皇官 護衛官とする。
地方機関 管区警察局、東京都警察 信部 通信部及び北海道警察通の間	平成五年九月三十日までの間	九六七人	うち、九二二人は皇官 護衛官とする。
地方機関 管区警察局、東京都警察 信部 通信部及び北海道警察通の間	平成五年十二月三十一日まで	五、〇七八うち、六〇六人は警察官とする。	うち、九二二人は皇官 護衛官とする。

附 則 (平成五年四月一日国家公安委員会規則第二号)

1 この規則は、平成五年四月一日から施行する。  
2 次の表の区分の欄に掲げるものに係る定員は、同表の期間の欄に掲げる期間においては、警察庁の定員に関する規則第一条の規定にかかわらず、それぞれ同表の定員の欄及び備考の欄に掲げるとおりとする。

1 この規則は、平成六年六月二十四日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成六年七月一日から施行する。  
2 第一条の規定による改正後の警察庁の定員に関する規則第一条及び附則第二条の規定は、平成六年四月一日から適用する。

附 則 (平成七年三月二十七日国家公安委員会規則第二号)

この規則は、平成七年四月一日から施行する。  
附 則 (平成八年五月二一日国家公安委員会規則第六号)  
この規則は、平成八年五月十一日から施行し、改正後の警察庁の定員に関する規則第一条及び附則第二項の規定は、同年四月一日から適用する。  
附 則 (平成九年四月一日国家公安委員会規則第五号)  
この規則は、平成九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一〇年四月九日国家公安委員会規則第一〇号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の警察庁の定員に関する規則第一条及び附則第二項の規定は、平成一〇年四月一日から適用する。

附 則 (平成一〇年六月二二日国家公安委員会規則第一一号)

この規則は、平成一〇年六月二十二日から施行する。

附 則 (平成一一年三月三一日国家公安委員会規則第六号)

この規則は、平成一一年三月三十一日から施行する。

附 則 (平成一二年三月三一日国家公安委員会規則第一二号)

この規則は、平成一二年三月三十一日から施行する。

附 則 (平成一二年四月一日から施行する。)

この規則は、平成一二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一三年三月三〇日国家公安委員会規則第九号)

この規則は、平成一三年三月三十一日から施行する。

附 則 (平成一四年四月一日国家公安委員会規則第四号)  
この規則は、公布の日から施行し、改正後の警察庁の定員に関する規則第一条及び附則第二項の規定は、平成一四年四月一日から適用する。  
附 則 (平成一五年四月一日国家公安委員会規則第九号)  
この規則は、公布の日から施行し、改正後の警察庁の定員に関する規則第一条及び附則第二項の規定は、平成一五年四月一日から適用する。

附 則 (平成一六年四月一日国家公安委員会規則第六号)  
この規則は、公布の日から施行する。  
附 則 (平成一七年四月一日国家公安委員会規則第八号)  
この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一八年三月三〇日国家公安委員会規則第一〇号)  
この規則は、平成一八年三月三十一日から施行する。  
附 則 (平成一九年四月一日国家公安委員会規則第七号)  
この規則は、公布の日から施行し、改正後の警察庁の定員に関する規則の規定は、平成一九年四月一日から適用する。

附 則 (平成二〇年四月一日国家公安委員会規則第三号)  
この規則は、公布の日から施行し、改正後の警察庁の定員に関する規則の規定は、平成二十年四月一日から適用する。  
附 則 (平成二〇年一月二二日国家公安委員会規則第二七号)  
この規則は、国家公務員法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第百八号)の施行の日(平成二十年十二月三十一日)から施行する。

附 則 (平成二一年三月三一日国家公安委員会規則第二号)  
この規則は、平成二一年三月三十一日から施行する。  
附 則 (平成二二年八月一日国家公安委員会規則第六号)  
この規則は、消費者庁及び消費者委員会設置法(平成二十一年法律第四十八号)の施行の日(平成二十二年九月一日)から施行する。

附 則 (平成二二年四月一日国家公安委員会規則第二号)  
この規則は、公布の日から施行する。  
附 則 (平成二三年三月三一日国家公安委員会規則第六号)  
この規則は、平成二三年三月三十一日から施行する。

附 則 (平成二四年四月六日国家公安委員会規則第四号)  
この規則は、公布の日から施行し、改正後の警察庁の定員に関する規則の規定は、平成二十四年四月一日から適用する。  
附 則 (平成二五年五月一六日国家公安委員会規則第七号)  
この規則は、公布の日から施行し、改正後の警察庁の定員に関する規則の規定は、平成二十五年四月一日から適用する。

附 則 (平成二六年三月三一日国家公安委員会規則第六号)  
この規則は、平成二六年三月三十一日から施行する。  
附 則 (平成二七年四月一〇日国家公安委員会規則第九号)  
この規則は、公布の日から施行し、改正後の警察庁の定員に関する規則の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

附 則 (平成二八年三月三一日国家公安委員会規則第七号)  
この規則は、平成二八年三月三十一日から施行する。  
附 則 (平成二八年九月七日国家公安委員会規則第二一号)  
この規則は、公布の日から施行する。  
附 則 (平成二九年三月三一日国家公安委員会規則第四号)  
この規則は、平成二九年三月三十一日から施行する。

この規則は、平成二九年四月一日から施行する。

附 則 (平成三〇年三月三〇日国家公安委員会規則第八号)  
この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則 (平成三一年四月一日国家公安委員会規則第五号) 抄  
(施行期日)

第一条 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年二月一六日国家公安委員会規則第一号)  
この規則は、令和二年一月七日から施行する。

附 則 (令和二年三月三〇日国家公安委員会規則第四号)

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

附 則 (令和三年三月三一日国家公安委員会規則第五号)

この規則は、令和三年四月一日から施行する。